

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

Santenは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が不可欠であると考えています。

当社は、監査役会設置会社を選択しており、今後も現在の制度を活用し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでまいります。

まず、取締役会の機能は、重要な業務執行に関する意思決定を行うこと、経営陣・取締役の業務執行を監督することにあり、当社では、経営の意思決定を迅速かつ適切に行うことに重点をおいた運営を行ってまいります。

社外取締役には、多様な経験・知識を活かし、取締役会において個々の経営課題等の意思決定に積極的に参画することを期待しています。また、経営監視機能強化の観点からの意見も求めてまいります。

また、当社は社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」の設置、マネジメントの強化と業務執行のスピードの向上を図るための執行役員制度の採用等を実施しており、経営の透明性・客観性の向上を目指してまいります。

監査役は、監査役室の活用や内部監査室との連携等により、取締役会および執行部門に対し、適法性と合わせ妥当性・有効性も視野に入れた監査を実施し、その機能強化を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

補充原則2-4 については、2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【原則1-4】

【上場株式の政策保有に関する方針】

当社は、政策保有株式について、それが中長期的に当社との事業関係の強化につながり、当社の企業価値向上に貢献するものであると判断した場合に保有することとします。

なお、保有にあたっては、提携契約等の状況、事業展開および環境等を踏まえ、経済合理性を勘案の上、少なくとも年に1回、取締役会で個別の銘柄について、保有の適否を検証し、保有の意義が乏しいと判断される銘柄については、売却します。

【個別の政策保有株式の保有の適否に関する検証内容】

当社は、投資有価証券全体の保有限度額を設定しており、その範囲内において、事業展開上必要不可欠なパートナーの株式に限定して政策保有株式を保有しています。取締役会においては、保有限度額以内となっているかどうか、また、個別の政策保有株式について、当社との事業関係の強化等の便益が、これらへの投資額や投資リスクを踏まえてもなお優先されるべきものであるかを検証し、保有の意義が乏しいと判断された銘柄については、売却を実施しています。

2020年度の実績としては、上場株式2銘柄において売却(うち1銘柄は全保有株式を売却)を実施し、売却金額としては3,044百万円の資産圧縮効果(貸借対照表から減少)がありました。

【政策保有株式に係る議決権行使基準】

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、株式発行会社の企業価値向上につながるか、あるいは当社の企業価値向上につながるかなどの観点を踏まえ、総合的な判断の上で議案に対する賛否を判断し、議決権を行使するものとします。

【原則1-7】

【関連当事者間の取引の枠組み】

当社は、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会で重要事実、取引形態等を審議の上で決議します。

【補充原則2-4】

【中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、基本理念のもと、社内外のさまざまな考え方を積極的に取り込み結集することによって、組織の力を最大限に発揮し、世界中の人々の「眼」に関する多様なニーズに応え、“Happiness with Vision”を実現します。そのために私たちは、国籍、人種、性別、性自認、性的指向、年齢、障がい、宗教、信条、経験、専門性、価値観、ライフスタイルなど、多様なバックグラウンドを持つ個人々々人を尊重し受容します。一人ひとりが能力を余すことなく発揮できるよう心理的安全を担保し、個人の力を組織の力として結集して、最大の成果を創出する職場環境を整備します。真のグローバル企業を目指す当社は、ESG戦略・施策の一環として、今後、具体的な指標を設定しダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンをより一層推進します。

当社は、この推進のために制定したダイバーシティ&インクルージョン方針(ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン方針に改称を予定しています)に基づき、経営幹部層及び世界全ての組織において、ジェンダー・国籍・視覚障がい者を中心とした更なる多様性の向上、多様な個人が能力を最大限に発揮できる組織づくりと人材育成に取り組み、報酬、教育、昇進機会等について、性別・国籍・視覚障がい等の多様性の如何によらず平等に機会を提供します。

ダイバーシティ&インクルージョン方針は、当社ウェブサイト上に開示しています。

<https://www.santen.co.jp/ja/csr/employees/index.jsp>

【原則2-6】

【企業年金の運用に関する取組み】

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の資産形成や自社の財政状態に影響を与えることを十分認識しており、CFOをはじめ、財務部門の専門性を持った適切な人材を担当者として企業年金の運用を行っております。また、財務、人事部門の責任者等で構成される資産運用委員会を通じて定期的に運用状況をモニタリングし、適宜、取締役会で年金資産運用状況について報告を行い、年金資産の健全化に適切に取り組んでいます。運用面では、健全性の指標として退職給付債務(PBO)のカバー率を重視し、年金資産への追加拠出を機動的に行うとともに、状況に応じてポートフォリオの変更等を実施しており、例として、2019年度より3年間で、リスク対応掛金の制度に基づく年金資産への追加拠出を実施しています。

【原則3-1】

【情報開示の充実】

() 当社は、基本理念、長期的な経営ビジョンを策定し、これらを当社ウェブサイト上に開示しています。

<https://www.santen.co.jp/ja/about/>

また、中期経営計画についても、当社ウェブサイト上に開示しています。

<https://www.santen.co.jp/ja/ir/document/plan.jsp>

() コーポレート・ガバナンスに関する基本方針と基本的な考え方については、当社ウェブサイト上に開示しています。

<https://www.santen.co.jp/ja/about/governance/>

() 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きは、有価証券報告書の「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」で開示しています。

<https://www.santen.co.jp/ja/ir/document/securities.jsp>

() 取締役および監査役候補者の選任にあたっての方針および手続きは、有価証券報告書の「取締役および監査役候補者の選任にあたっての方針および手続き」で開示しています。

<https://www.santen.co.jp/ja/ir/document/securities.jsp>

また、執行役員については、取締役会の決議により選任しています。選任にあたっては、上級経営幹部社員として、会社の重要業務における経営課題や業務執行に積極的に取り組み、その置かれている経営環境により生じる、その時々々の経営課題の解決や業務執行に際して、適切な能力および経験を備えていること等を選任の指針としています。

なお、経営陣幹部の解任を行うにあたり、不正・不当あるいは背信を疑われる行為があった場合、適格性に欠けると認められる場合、就業規則の懲戒事由に該当する場合、または経営陣幹部としてふさわしくないもしくは経営陣幹部としての地位を変更することが相当であると判断する場合については、取締役会の決議によって解任することができる旨を社内規程で定めています。

() 取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名については、その者を候補者とする理由を株主総会招集ご通知で開示しています。

<https://www.santen.co.jp/ja/ir/document/meeting.jsp>

また、個々の解任についての説明は、各々の対外公示により行います。

【補充原則4-1】

【経営陣への委任範囲の概要】

当社は、取締役会の意思決定事項として、法令に定めのある事項に加え、当社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得や処分、重要な組織・人事に関する意思決定等を行うことを「取締役会規則」に定めています。

また、執行役員に業務執行に関わる権限を委譲することにより、意思決定の質・スピードの向上を図っています。具体的には、執行役員は、統括する組織の事業計画の策定、担当組織の業務活動の統括、年度予算の策定と実行等の意思決定・執行を行います。

【補充原則4-1】

【最高経営責任者等の後継者計画】

当社代表取締役は、最高経営責任者(CEO)等の後継者育成を最も重要な責務の一つであると認識し、候補者の発掘、選考、育成を計画的に推進しております。社外取締役を委員長とし過半数を社外取締役で構成する指名委員会は、その育成計画の策定と実行に際して助言・監督します。後継者の決定にあたっては、指名委員会において後継者選考の評価基軸ならびに選考方法を定め、候補者(社外も含む)が相応しい資質・実績等を有するかを審議した上で後継者案を決定し、取締役会に推挙します。取締役会は後継者計画が適切に進捗しているか監督し、指名委員会が作成した後継者案について審議し、後継者を決定します。

【補充原則4-3】

【CEOの解任手続】

当社は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOの解任について、社外取締役を委員長とし過半数を社外取締役で構成する指名委員会において、審議を行い、取締役会にて決定することとしており、客観性・適時性・透明性ある手続きが行えるよう、設計しています。

【原則4-8】

【独立社外取締役の有効な活用】

当社の取締役会は、当社「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を満たす社外取締役が、当社の経営陣から独立した立場で業務執行が適切に行われているかを監督しています。また、任意の委員会である「指名委員会」および「幹部報酬委員会」では、客観的な視点で審議を行うため、全ての社外取締役が委員となり、その委員会の委員長に社外取締役を任命しています。社外取締役に対しては、多様な経験・知識を活かし、取締役会において個々の経営課題等の意思決定に積極的に参画することを期待すると同時に、経営監視機能強化の観点から意見を求めています。

なお、当社は、情報交換・認識共有の場として、独立社外取締役のみで構成する会合を定期的に開催しています。

【補充原則4-8】

【独立社外取締役と経営陣・監査役または監査役会との連携】

当社は、取締役会において各独立社外取締役が有する多様な経験・知識による個々の適切な意見・助言を求めています。また、独立社外取締役と経営陣や監査役または監査役会との連携の機会を適宜設けており、連携に係る体制整備を図っています。

なお、当社は取締役会における議論の質の向上を図るために必要な情報を提供すること、また、相互の連携を深めることを目的として、独立社外取締役および監査役による会議を定期的に開催しています。

【原則4-9】

【独立社外取締役の独立性判断基準】

当社は、「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を定め、株主総会招集ご通知、有価証券報告書にて開示しています。

<https://www.santen.co.jp/ja/ir/document/meeting.jsp>

【補充原則4-11】

【取締役会の構成等に関する考え方】

当社は、業務の執行と一定の距離を置く社外取締役を複数人選任します。その上で、当社の取締役会は、会社法および当社定款に定める人数の範囲内において、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成します。

（取締役・監査役のスキルマトリックス）

当社は、その取締役・監査役候補者の指名において、取締役会においてその出席者である取締役および監査役が経営戦略の妥当性、実現にあたってのリスク等を多面的に審議すると共に、その執行状況を適切に監督することならびに、監査役会が、取締役会および執行部門に対し、適法性と合わせ妥当性・有効性も視野に入れた監査を実施し、その機能を十分に発揮すること、の両面をもって、持続的な企業価値向上に向けた実効性のあるガバナンス体制を確立することが重要と考えています。

一方、当社は、WORLD VISION「Happiness with Vision」および新長期ビジョン「Santen 2030」の下、医療関係者や患者さんに寄り添い、製薬の枠を超えたSocial Innovatorとして革新的な価値を提供することで、目を通じた社会課題の解決に取り組んでおります。また、これらの取組みにおいては、国・地域により異なる眼科医療ニーズを踏まえ、幅広く世界の人々に貢献できるよう、グローバルにリーダーシップを発揮してまいります。

当社は、企業戦略の立案・実行、適切な経営管理に加え、上述の当社理念・目指す事業の方向性に鑑み、下表の知識・経験・能力を特に重要と考えております。ライフサイエンス事業およびグローバルな視点に加え、今後も、ESG・社会貢献に関する領域等にもさらに力点を置いてまいります。取締役・監査役の登用においては、多角的な観点で経営に助言、監督が行えるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる人材を登用することでバランスと多様性を確保し、一切の制約を設けず人物本位を重視していきます。また、議論の客観性を担保するための社内・社外取締役のバランスに配慮するとともに、とりわけ監査役会については、監査の独立性・中立性を高めるため過半数を独立性基準を満たす社外監査役としています。

取締役・監査役（現任・候補者含む）	企業経営	ライフサイエンス事業	医療現場・患者様理解	グローバルリーダーシップ	財務・会計	法務・リスク管理	ESG・社会貢
献							
取締役 黒川 明（代表取締役）	●	●	●				
谷内 樹生（代表取締役）	●	●		●			
伊藤 毅（取締役）		●	●				
大石 佳能子（社外取締役）	●		●				●
新宅 祐太郎（社外取締役）	●	●		●			
皆川 邦仁（社外取締役）				●	●	●	
監査役 井阪 広（常勤監査役）		●	●				
宮坂 泰行（社外監査役）					●	●	
安原 裕文（社外監査役）	●			●	●		
伊藤 ゆみ子（社外監査役）				●		●	●

* 各人保有スキルのうち、とりわけ強みのあるもの／当社事業との関連性が強いものを2～3個（最大3個）記載しています

【補充原則4-11】

【取締役・監査役の兼任状況】

当社は、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職を事業報告および株主総会参考書類において、開示しています。

<https://www.santen.co.jp/ja/ir/document/meeting.jsp>

【補充原則4-11】

【取締役会実効性評価結果の概要】

当社の取締役会は、取締役会の役割・機能を更に向上させることを目的に、2020年度の実効性について評価を行いました。その結果の概要は以下のとおりです。

（評価方法）

まず、以下の項目について取締役・監査役に対する評価アンケートを実施いたしました。各設問毎に4段階で定量評価するとともに、自由記述形式でのコメントも記入できる形式となっています。その上で、アンケートでの回答内容をさらに深く理解するため、社外取締役および社外監査役全員への個別インタビューを行い、これらを踏まえて2021年3月に開催された取締役会において評価結果を議論いたしました。

（アンケートにおける大項目）

- ・経営の意思決定機能
- ・経営の監督機能
- ・社外取締役へのサポート体制

（結果の概要）

当社取締役会は、2020年度の実効性が確保されていると評価いたしました。その理由はアンケート評点の全体平均が「概ねできている」との評価であると共に、設問項目毎の評点においても「できている」「概ねできている」との回答が高い割合を占めたためです。とりわけ以下の項目については、アンケートおよび個別インタビューにおいて高い評価を得ました。

- ・取締役の構成についてバランスがとれている。
- ・社外取締役の意見を取り入れる風土等、多角的かつ自由闊達な意見交換を行う環境が整っており、かつ実行されている。

・社外取締役に対する情報提供が積極的且つ適切に行われている。

また、以下の項目については向上が見られると評価されました。

- ・取締役会において審議すべき重要な事項について、適切な時間を確保し十分な議論が行えている。
- ・決議した案件について、その後の経過のモニタリングが適切に行えている。

これらは、従前からの取組みに加え、昨年度の実効性評価において課題と認識し改善に取り組んだ結果が寄与したものと認識しています。

具体的には、取締役会における充実した審議のために、重要な戦略案件、研究開発案件については、任意の委員会である戦略審議委員会での中長期戦略及び事業・開発ポートフォリオ議論と取締役会に付議される個別議案の有機的な連携を図ると共に、個別案件の全体戦略における位置づけの明確化、論点整理に取り組みました。また、取締役会で決議した案件を着実に成果につなげるためのモニタリングを定期的且つ継続的に行う仕組みを導入するとともに、内部統制システムの構築に関してはCSR・コンプライアンス等重要項目に関する報告の充実を図りました。

(今後の取組み)

一方で、さらに実効性を高めるべく、取締役会における意思決定の質をさらに高め、同時に監督機能も強化していくための継続的な取組みの必要性も議論され、以下のとおり、具体的な課題および改善に向けての取組内容が確認されました。

・リスク評価に関する議論のさらなる充実

当社が、Santen 2030および新たな中期経営計画に基づき、今後よりグローバルかつ眼科領域において広範囲に事業を拡大していくことにより、過去の経験の蓄積のない分野への挑戦を伴うことに鑑み、適切なリスクテイクを伴った意思決定の上でリスク側面の評価をさらに充実させることが重要であるとの課題認識から、以下のとおり取組むことといたしました。

- 未経験の投資案件における達成目標の明確化、リスク評価過程における外部アドバイザーの活用強化等により、客観的かつ多角的なリスク評価の実施
- 執行側におけるリスク評価、対策に関する議論の取締役会への確実なフィードバック
- 資本コスト等客観的な財務指標を用いた評価の徹底

・研究開発案件へのモニタリング強化

上述のとおりモニタリングについては基本的な枠組みが整えられつつあることから、この取組みを継続発展させていくことが原則となりますが、特に長期に渡りかつ高度に専門的である研究開発案件のモニタリングに改善の余地があるとの認識から、以下のとおり取組むことといたしました。

- 投資採算性を含む長期的な視点での進捗確認の強化

・社外取締役に対する内外のステークホルダーの状況共有

当社が今後直面する社内外のさまざまな環境変化において、社内外のステークホルダーの状況をタイムリーに社外取締役と共有することは、適切な意思決定、監督の両側面から極めて重要なこととの認識から、以下のとおり取組むことといたしました。

- 株主様の声、反応の執行から社外取締役への速やかな報告共有
- 社内の営業、生産、開発等の現場と社外取締役との接点機会の増加

今年度は、主な取組み課題として以上の3点に注力するとともに、取締役会実効性向上のための施策検討を継続してまいります。

当社が内外の変化に対応し継続的に企業価値を高め、Santen 2030および中期経営計画を完遂するためには、取締役会を始めとするガバナンスの向上が不可欠と考えております。

本評価結果に基づき、引き続き取締役会機能の向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14】

【取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役がその役割・責務を果たすために必要な情報や機会の提供を適宜実施します。また、そのために必要な費用は、会社が負担します。

なお、社外取締役および社外監査役には、国内外事業所訪問を行う等、自らの役割を果たすために必要な機会を提供します。

【原則5-1】

【株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

当社は、IR担当部署を定め、株主および投資家の視点に立った、会社情報の迅速、正確、公正な開示を徹底し、積極的かつわかりやすい情報開示に取組みます。

具体的には、アナリスト・機関投資家向けに、第2四半期と期末決算発表後に決算説明会を開催し、第1四半期と第3四半期においては、カンファレンスコールを実施するほか、国内外で開催される証券会社のカンファレンスへの参加、国内外の株主・投資家との面談を行います。また、機関投資家と取締役・監査役との意見交換会も実施しています。R&D説明会や工場見学会、スモールミーティング等企業価値向上につながる情報発信にも力を入れております。また、幅広い投資家を対象とした事業説明および対話を目的とし、個人投資家向け説明会も随時実施しています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020年度においてはオンラインをベースとした活動で積極的な開示に努めております。

なお、株主・投資家・アナリストから寄せられた意見については、経営戦略のレビュー等に積極的に活用し、対話に際しては、インサイダー情報の管理を実施します。

【原則5-2】

【経営戦略や中長期の経営計画の策定・公表】

当社は、2020年7月に新長期ビジョン「Santen 2030」を、また、2021年5月に「Santen 2030」を実現するための前半5か年の中期経営計画「MTP2025」を発表しました。

当社は、「MTP2025」を、基盤事業の価値最大化に注力するとともに、新たな事業領域への参入を進め、2026年以降の成長につなげていく、重要な5年間と位置づけています。特にTSR(トータル・シェアホルダーズ・リターン)を重要経営指標として設定し株主価値の向上を目指します。

Vision 2020で培ったグローバル眼科企業としての強みと既存パイプライン・保有アセット、ならびに日本を中心とした世界各地の事業基盤を活用し、着実な売上・利益の成長を実現し収益力を高めていきます。加えて、米国における医療用医薬品事業への本格参入を通じ、中期的にグローバルでの成長を目指します。並行して、これまで培ってきた眼科専門企業としての組織的能力を活かしながら、新規イノベーションへの投資や細胞治療等新規事業領域への参入、ならびに工場投資を含めた設備投資等を通じ、Santen 2030で掲げた中長期的な成長を目指していくとともにSocial Innovatorへと変革するための戦略的施策を着実に遂行していきます。

この中期経営計画の実現に向けて、売上成長・利益成長・ROE(親会社所有者帰属持分利益率)等の財務目標を掲げております。またこれらの実現のため、投資案件及び既存事業からの収益性の向上と投資回収の加速化に取組みます。

当社では、長期ビジョンや中期経営計画を当社ウェブサイトで開示するとともに、株主総会や決算説明会等を通じて目標達成に向けた具体的な施策を説明しています。

<https://www.santen.co.jp/ja/ir/document/plan.jsp>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	33,829,485	8.46
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	33,251,800	8.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	31,781,300	7.95
日本生命保険相互会社	10,661,710	2.67
株式会社三菱UFJ銀行	10,604,930	2.65
小野薬品工業株式会社	8,789,525	2.20
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	8,598,800	2.15
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 エーザイ 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	6,862,500	1.72
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	6,653,946	1.66
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	6,302,949	1.58

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記のほか自己株式が531,679株あります。なお、この自己株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式18,230株は含んでいません。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 33,252千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 31,781千株
株式会社日本カストディ銀行(信託口7) 8,599千株

3. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 エーザイ 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行の所有株式数は、エーザイ株式会社が所有していた当社株式をみずほ信託銀行株式会社に信託したものが、株式会社日本カストディ銀行に再信託されたもので、議決権はエーザイ株式会社に留保されています。

4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、JTCホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で合併し商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しています。

5. ブラックロック・ジャパン株式会社およびその共同保有者5名から2015年5月11日付の大量保有報告書の写しの送付があり、2015年4月30日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができません。なお、以下の持株比率は2021年3月31日時点の発行済株式総数を基礎として算定しています。

氏名又は名称	保有株数(千株)	持株比率(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	5,361	1.34
ブラックロック・ライフ・リミテッド	1,104	0.28
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	2,021	0.51
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	5,320	1.33
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ	5,955	1.49
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー) リミテッド	949	0.24

6. 2018年12月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者2名が、2018年12月14日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。

なお、以下の持株比率は2021年3月31日時点の発行済株式総数を基礎として算定しています。

氏名又は名称	保有株数(千株)	持株比率(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	13,126	3.28
日興アセットマネジメント株式会社	8,060	2.02

7. 2019年7月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、MFSインベストメント・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーが、2019年7月1日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・

カンパニーは上記の大株主には含まれていません。
 なお、以下の持株比率は2021年3月31日時点の発行済株式総数を基礎として算定しています。

氏名又は名称	保有株数(千株)	持株比率(%)
MFSインベストメント・マネジメント株式会社	1,702	0.43
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	45,679	11.42

8. 2021年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよびその共同保有者4名が、2020年12月28日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、このうち、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社については、2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、三菱UFJ信託銀行株式会社は上記の大株主には含まれていません。
 なお、以下の持株比率は2021年3月31日時点の発行済株式総数を基礎として算定しています。

氏名又は名称	保有株数(千株)	持株比率(%)
株式会社三菱UFJ銀行	10,605	2.65
三菱UFJ信託銀行株式会社	18,658	4.67
三菱UFJ国際投信株式会社	2,201	0.55
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1,451	0.38

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大石 佳能子	他の会社の出身者											
新宅 祐太郎	他の会社の出身者											
皆川 邦仁	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

大石 佳能子	○	株式会社メディアヴァ代表取締役 株式会社シーズ・ワン代表取締役 江崎グリコ株式会社社外取締役 株式会社資生堂社外取締役	長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識や経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、選任しています。 また、当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、取引所の定める独立要件を全て充足し、「その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性基準」も満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから独立性が確保されていると考えています。
新宅 祐太郎	○	株式会社J - オイルミルズ社外取締役 株式会社クボタ社外取締役 一橋大学大学院経営管理研究科特任教授 株式会社構造計画研究所社外取締役	大手医療機器・医薬品製造販売会社の経営者を務めるなど、長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識やグローバルな経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、選任しています。 また、当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、取引所の定める独立要件を全て充足し、「その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性基準」も満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから独立性が確保されていると考えています。
皆川 邦仁	○	金融庁公認会計士・監査審査会委員 日本板硝子株式会社社外取締役	長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識やグローバルな経験、ならびに、財務および監査に関する幅広い見識および実務経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、選任しています。 また、当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、取引所の定める独立要件を全て充足し、「その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性基準」も満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから独立性が確保されていると考えています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	幹部報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」を設置しています。戦略審議委員会は、事業戦略など重要な戦略課題について集中して審議することを目的とし、社外取締役3名を含む6名の取締役により構成されています。

指名委員会は、取締役の選定に際して審議し、提言すること、ならびに、執行役員、監査役の選任に関しては、諮問に応じて助言を行うことを目的とし、社外取締役3名を含む5名の取締役により構成されています。

幹部報酬委員会は、取締役、執行役員の報酬に関して審議し、取締役会に提言すること、ならびに、監査役の報酬については、市場価値を参考

にして監査役会に助言することを目的に、社外取締役3名を含む5名の取締役により構成されています。
各委員会の構成員の氏名、委員長の役職および氏名は以下のとおりです。

委員会名	構成員の氏名	委員長の役職および氏名
戦略審議委員会	[社内]黒川 明、谷内 樹生、伊藤 毅 [社外]大石 佳能子、新宅 祐太郎、皆川 邦仁	代表取締役社長兼CEO 谷内 樹生
指名委員会	[社内]黒川 明、谷内 樹生 [社外]大石 佳能子、新宅 祐太郎、皆川 邦仁	社外取締役 新宅 祐太郎
幹部報酬委員会	[社内]黒川 明、谷内 樹生 [社外]大石 佳能子、新宅 祐太郎、皆川 邦仁	社外取締役 新宅 祐太郎

なお、2020年度は、「戦略審議委員会」を4回、「指名委員会」を5回、「幹部報酬委員会」を7回開催・審議し、「戦略審議委員会」は、長期的な戦
略方向性、中期経営計画、重要な経営課題等を、「指名委員会」は2021年度以降の取締役会の構成および執行体制等を、「幹部報酬委員会」は
長期ビジョン、中期経営計画等を見据えた報酬方針の策定、報酬制度の設計(業績目標の設定、業績連動報酬の合理性、報酬水準・構成の妥当
性、報酬制度に基づく報酬額等)を主に検討しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

(監査役と会計監査人の連携状況)
監査役は、毎年期初に、会計監査人より年間監査実施計画および重点監査項目について説明を受け、監査役の要望も含め会計監査人と意見交
換を行うとともに、年4回、会計監査人との監査(レビュー)報告会を実施し、会計監査人と監査結果の意見交換を行っています。
また、監査役は、期末監査(四半期レビュー)終了後の監査(レビュー)講評会に出席し、会計監査人と会計監査(レビュー)結果を共有すると
も、期中において期中監査、棚卸に立会うなど、会計監査人の監査の方法について監査を行うほか、会計監査人との情報交換を行っています。

(監査役と内部監査部門の連携状況)
監査役と内部監査室は定期的に会議を開催し、それぞれの監査計画や監査の実施状況について、その進捗や気付き点の共有化を図るなど、常
時緊密に連携しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮坂 泰行	公認会計士													
安原 裕文	他の会社の出身者													
伊藤 ゆみ子	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮坂 泰行	○	宮坂泰行公認会計士事務所所長 伊藤忠食品株式会社社外取締役	公認会計士として長年に亘り国内外で監査に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、監査役会および取締役会では、全社的な見地で、適切な監査意見を述べていることから、社外監査役として適任であり、選任しています。 また、当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、取引所の定める独立要件を全て充足し、「その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性基準」も満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから独立性が確保されていると考えています。
安原 裕文	○	住友ゴム工業株式会社社外監査役 日立造船株式会社社外監査役	長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、監査役会および取締役会では、全社的な見地で、経営の視点を踏まえた適切な監査意見を述べていることから、社外監査役として適任であると判断し、選任しています。 また、当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、取引所の定める独立要件を全て充足し、「その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性基準」も満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから独立性が確保されていると考えています。
伊藤 ゆみ子	○	イトウ法律事務所代表 株式会社神戸製鋼所社外取締役	日米の弁護士資格を有する法律の専門家であり、また、グローバル企業の役員として経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、監査役会および取締役会では、全社的な見地で、適切な監査意見を述べていることから、社外監査役として適任であると判断し、選任しています。 また、当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、取引所の定める独立要件を全て充足し、「その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性基準」も満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから独立性が確保されていると考えています。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

6 名

その他独立役員に関する事項

当社は、次のとおり「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を定めています。

< 社外取締役および社外監査役の独立性基準 >

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化ならびに経営の透明性および客観性の向上の観点から、社外取締役および社外監査役（以下、あわせて「社外役員」という）と当社および当社の関係会社（以下、あわせて「Santenグループ」という）との間に利害関係がなく、「独立性」を有すると判断するための基準について、以下のとおり、定めています。

過去、Santenグループの取締役、監査役または従業員でないこと。

過去3年以内に、個人または法人を問わず、Santenグループの業務に直接関与し、年間1千万円以上の金銭その他の財産を得たことがあるコンサルタント、会計専門家、または法律専門家でないこと。

過去3年以内にSantenグループに対する売上高が、当該会社の年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等（執行役員など取締役に準ずる者を含む、以下同じ。）であったことがないこと。また、過去3年以内に当該会社に対する売上高が、Santenグループの年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等であったことがないこと。

Santenグループが発行済株式総数の10%以上を保有する会社、または当社の発行済株式総数の10%以上を保有する会社の取締役等でないこと。

Santenグループのメインバンク、主幹事証券会社または主要取引生命保険もしくは損害保険会社の取締役等に就任したことがないこと。

Santenグループの役員、または上記～のいずれかに該当する者の配偶者もしくは3親等以内の親族でないこと。
その他、社外役員としての職務を執行するうえで重大な利益相反を生じさせるような事項または社外役員としての判断に影響を及ぼすおそれのあるような関係がないこと。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

2018年6月26日開催の定時株主総会において、当社の社外取締役を除く取締役に、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資するべく、株式報酬制度が発信するメッセージをより明確にして制度の機能や実効性を強化する観点から、当社のビジョンの実現や戦略の遂行に向け意欲高く取り組むことを促し、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的に、一定の業績評価期間中の数値目標と達成率等に応じた報酬である「パフォーマンス・シェア・ユニット制度」(業績連動型株式報酬制度)と、一定期間継続して対象取締役の地位にあること等の条件を満たすことにより譲渡制限が解除される株式に関する報酬である「譲渡制限付株式報酬制度」により構成される株式報酬制度を導入することが決議されました。

なお、当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬、年次賞与および株式報酬の3つの制度で構成しています。総報酬の基準額におけるそれぞれの構成比率は、基本報酬:年次賞与:株式報酬を1:0.25:0.5とし、総報酬の水準は、医薬品企業のベンチマーク結果を参考に決定しています。

また、年次賞与および「パフォーマンス・シェア・ユニット制度」(業績連動型株式報酬制度)に用いる業績指標については、2021年度から始まる中期経営計画の実現および当社の持続的な成長に資する指標の検討を行っています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

2020年度の取締役の報酬等の額は、事業報告等において開示しています。なお、その総額は369百万円であり、このうち社外取締役に対する報酬は53百万円です。

内訳は以下のとおりです。

< 社外取締役を除く取締役 >

・基本報酬:218百万円

・年次賞与:48百万円

・パフォーマンス・シェア・ユニット制度:5百万円

・譲渡制限付株式報酬制度:45百万円

< 社外取締役 >

・基本報酬:53百万円

なお、2018年6月26日の定時株主総会において、取締役に對する金銭報酬枠改定および社外取締役を除く取締役(以下、対象取締役といいます。)に對する株式報酬制度改定が決議され、取締役の金銭報酬枠につきまして、対象取締役に對しては年額600百万円以内(うち、固定の基本報酬として400百万円以内、年次賞与として200百万円以内)に、また、社外取締役に對しては固定の基本報酬のみの金銭報酬枠として、対象取締役の報酬枠とは別枠で年額60百万円以内と決議されています。

また、対象取締役に對する株式報酬制度として、「パフォーマンス・シェア・ユニット制度(業績連動型株式報酬制度)」および譲渡制限付株式制度の2つの類型により構成される株式報酬制度を導入しております。「パフォーマンス・シェア・ユニット制度(業績連動型株式報酬制度)」については、業績評価期間中に当社普通株式交付のために支給する金銭報酬債権の総額を1年あたり100百万円に各業績評価期間の年数を乗じた金額以内、同業績評価期間中に支給する納税目的金銭の総額を1年あたり100千株に各業績評価期間の年数を乗じ、さらに交付時株価を乗じた額以内とし、譲渡制限付株式報酬制度については、1事業年度に支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内として設定しています。

また、報酬等の総額が1億円以上である者については、法令に従い有価証券報告書において個別開示を行っています。

有価証券報告書は、当社ウェブサイトにも掲載し、公衆の縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、指名委員会等設置会社ではありませんが、任意の委員会として、社外取締役を委員長とし過半数を社外取締役で構成する幹部報酬委員会を設置し、取締役、監査役および執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針を以下のように定めています。

(ア) 当社のビジョンや中期経営計画目標の達成に向け意欲高く取り組めるよう、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資する実効性を備えているものであること

(イ) 株主との価値共有を深めるものであること

(ウ) ステークホルダーに対して高い説明責任を果たすべく、透明性の高い報酬決定プロセスを経て客観性が担保されたものであること

(エ) 優秀な人材を確保できるよう、競争力のある報酬水準を提供すること

(オ) 対象者の職務執行と監督それぞれの機能の発揮を適切に促すものであること

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、法務・コンプライアンス統括部が担当しています。

- ・取締役会および各種委員会の議案や資料の取りまとめ
- ・議案に係る社内外の関連情報の提供および説明機会の確保

社外監査役へのサポートは、監査役室が担当しています。

- ・監査役会の議案や資料の取りまとめ
- ・監査活動全般に対して調査・分析、資料作成、社内外の情報提供等の支援
- ・会計監査人、内部監査部門との連携の支援

また、重要な取締役会議案については、社外取締役、社外監査役に事前に十分な説明を行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社を選択しており、その枠組みの中で、マネジメントの一層の強化と意思決定の質・スピードの向上を図るために、執行役員制度を導入しています。

2021年6月の定時株主総会終結後の経営体制は、社外取締役3名を含む取締役6名(男性5名、女性1名)、社外監査役3名を含む監査役4名(男性3名、女性1名)、執行役員は取締役による兼務を除き17名となりました。

当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる構成となっており、また、監査役には、適正な監査を行うにあたり、学術、法曹、会計など必要な知見を有している者を選任しています。

すべての社外取締役および社外監査役は、当社および当社関係会社から独立した中立性を保った独立役員です。

取締役および執行役員の任期は1年です。

2020年度に開催された取締役会は臨時取締役会を含めて14回であり、2020年度末における社外取締役の平均出席率は100%、社外監査役の平均出席率は100%となっています。社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、重要な取締役会議案については、取締役会の議案の提案の背景、目的、その内容等につき、取締役会の資料や関連情報を提供のうえ、事前に十分な説明を行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役の職務執行について、独立した立場である監査役による客観的な監査が行えることから、会社法が定める監査役会設置会社の機関設計を基礎としています。また、経営の透明性・客観性および適正性を確保するため、事業戦略、役員の選任、報酬等に関する任意の委員会等の仕組みを活用することが、コーポレート・ガバナンス体制の強化に資するものと判断しています。なお、今後も引き続き、その体制の整備・強化を経営上の重要な課題として継続検討していきます。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	開催日の3週間前までに発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	2020年度に係る株主総会は2021年6月25日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使サイトを利用しインターネット経由で議決権を行使することが可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	(株)東京証券取引所等により設立された合併会社(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加し利用が可能です。
招集通知(要約)の英文での提供	英文による招集ご通知は、当社ウェブサイトへ掲載しています。
その他	株主総会における事業報告は、映像とナレーションを用いて行うなど、活性化のための取組みを実施しています。また、招集ご通知は当社ウェブサイトへ掲載し、議決権行使の円滑化に関する施策を実施しています。 株主総会の概要および決議事項の議決権行使結果について、当社ウェブサイトへ掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、常に株主および投資者の視点に立った、迅速、正確、かつ公正な会社情報の開示を徹底し、積極的かつわかりやすい情報開示に取組むことを、情報開示に係る基本的な方針として定めています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	適宜説明会を開催しております。2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン型のイベントに参加しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期と期末決算発表後に決算説明会を実施しています。 第1四半期と第3四半期においては、カンファレンスコールを実施しています。 また、アナリスト・機関投資家とのスモールミーティング、および事業説明会を開催するとともに、証券会社主催の国内カンファレンスにも積極的に参加しています。 その他、機関投資家と取締役・監査役との意見交換会も行っています。 なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインを中心に実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の株主・投資家訪問および海外での投資家向けのカンファレンスへの参加などを通じ、幅広い投資家を対象とした、事業説明および対話を定期的に実施しています。 決算説明会・カンファレンスコール・事業説明会についても動画配信やスクリーン開示を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.santen.co.jp/ja/ir/ にて決算資料、統合報告書(アニュアルレポート)、適時開示資料、事業説明会資料、有価証券報告書、株主総会資料や株主通信等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:企画本部 IR室 IR事務連絡責任者:IR室 室長	

その他	2017年度より、従来の「アニュアルレポート」と「CSRレポート」を統合し、財務情報に、経営戦略、事業概況、CSR活動などの非財務情報を総合的に取り入れた統合報告書として「アニュアルレポート」を作成し、ホームページへ掲載しています。
-----	--

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「参天企業倫理綱領」において、「顧客との信頼」、「社員の責任と成長」、「社会との調和」と題した事業活動を進めて行く上での基本的考え方を表明しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、サステナビリティ方針を制定し、基本理念に基づき、社会の持続的な発展に貢献するとともに、Santenの持続的な成長を目指すことを示しています。 また、以下の4つのESGマテリアリティを特定し、課題を明確にして活動を推進しています。 ・社会的意義 (Happiness with Vision) のある製品・サービスの開発・安定的供給 ・価値創造を促進する組織風土の醸成 ・ガバナンス強化・公正公平な社会実現への貢献 ・地球環境保全 地球環境保全については、2050年に向けた環境ビジョン「Santen Vision for the Earth 2050」を策定しました。事業を行うすべての国・地域において、脱炭素社会の実現に向けた、工場・施設のエネルギー源の転換、徹底した再利用、高効率使用等の技術革新などによりカーボンニュートラルを目指す「気候変動対策」と、循環型社会の実現に向けた、すべての製品に対する技術革新による持続可能な資源と素材の全面利用などによる「環境負荷低減」の2分野に取り組みます。 当社のCSR活動に関する詳細は、当社ウェブサイト公開しています。 https://www.santen.co.jp/ja/csr/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動規範で顧客や株主などへの情報提供について記載するとともに、IR活動に関する方針も社内的に定めています。また、適時開示に係る宣誓書においても、会社情報の適時適切な開示に努める旨を明らかにしています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

参天製薬は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、参天製薬（以下、Santenといいます。）および参天製薬グループ（以下、Santenグループといいます。）の業務の適正を確保するための体制（内部統制）を整備する旨の決議を行い、本内容に沿った整備を進めています。なお、2021年4月28日開催の取締役会において、以下のとおりに改定する旨の決議をしました。

(1) Santenグループの基本理念・WORLD VISION

Santenグループの基本理念ならびにWORLD VISIONを以下のとおり定める。

（基本理念）

「天機に参与する」

・自然の神秘を解明し人々の健康の増進に貢献する。

（WORLD VISION）

・Santenグループ基本理念に基づき、目指す理想の世界であるWORLD VISIONとして “ Happiness with Vision ” を掲げ、世界中の一人ひとりが、Best Vision Experienceを通じて、それぞれの最も幸福な人生を実現する世界を創り出すことを目指す。

Santenグループは、基本理念・WORLD VISIONのもと、世界中の一人ひとりが「見る」を通じて幸せな人生を実現するために、私たちはあらゆる活動において、必ず「人」を中心に考え、行動する。

(2) Santenグループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

Santenグループの取締役および従業員は、基本理念および全ての構成員の全ての企業活動における行動指針を定めた「参天企業倫理綱領」を規範とする。

Santenは、基本理念および「参天企業倫理綱領」をSantenグループ全体で推進するため担当執行役員の指揮のもと、周知徹底に努める。

Santenグループは、反社会的勢力からのいかなる要求にも応じないことを「参天企業倫理綱領」に定めるとともに、必要に応じて関係当局と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

Santenグループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて直接に相談・通報できる手段を確保することに努めるとともに、相談・通報に対しては、Santenグループ各社が関係部門またはSantenと連携して解決にあたる。

Santenは、経営監視機能の強化・充実のため、独立性の高い社外取締役を複数選任するとともに、監査役による監査、社長直轄の内部監査室による内部監査体制の充実に努める。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

Santenの取締役の職務の執行に係る情報の取扱いに関しては、情報セキュリティ規程、決裁規程、文書管理規程等の社内規程に基づいて、適切な保存・管理を行う。

(4) Santenグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

Santenグループは、危機管理に係る規程に基づき、事業活動遂行上想定される主要な損失の危険に適確に対処するため、各事業法人・組織において、平時から損失の危険の把握と管理に努め、方針・対応策の策定や情報収集を行う体制を構築し、損失の危険の回避・最小化に努める。具体的には、Santenのリスク管理部署は子会社と連携し、Santenグループの危険を把握、評価し、必要な対応策を策定し実行する。

重大な危機に発展する可能性のある事象が発生または報告された場合には、Santenの代表取締役社長兼CEOを委員長とする「危機管理委員会」を設置し、対応と事態の収拾に努めるとともに再発防止策を実施する。

Santenの内部監査室はその独立した立場から、Santenグループにおける損失の危険の管理状況を内部監査する。

(5) Santenグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

Santenの取締役会で選任された執行役員に子会社経営を含めて業務の執行を委任し、経営に係る意思決定とマネジメントの質・スピードの向上を図る。

Santenは、取締役会を原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

Santenにおいて、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」を設置して、所定の事項を審議し、Santenの取締役会に助言させる。

Santenにおいて、Santenグループの経営方針および業務執行に関する重要な事項について迅速かつ効率的に決議するために、各種会議体を設置する。

Santenは、取締役会規則、執行役員規程を定め、役割と権限を明確化する。また、決裁に関する規程・基準を整備し、意思決定の手順を明確にする。

Santenグループ各社がグローバルに事業推進するため、役割を明確にし戦略をより確実に実行し、顧客にさらなる貢献が行えるよう人事・組織体制を整備する。また、組織に係る規程・基準を設け、それぞれの組織・子会社における権限と責任を明確にする。

(6) Santenグループにおける業務の適正を確保するための体制

Santenは、内部統制所管部署を代表取締役社長兼CEOの直轄組織とする体制を整備し、Santenグループにおける企業活動の適正性向上のための助言・指導を行う管理体制を構築する。

Santenは、子会社管理規程を整備して、子会社の業務の適正を確保するために必要な事項を明確にし、これをSantenグループの全ての会社に適用し、主要な子会社の監査機能を強化するとともに、Santenは子会社の内部統制体制の整備・運用について確認する体制を構築する。

財務報告の信頼性の確保に関しては、関係するSantenの各部門・子会社がその業務の適正性に関して自己点検を行い、Santenの内部監査室がその妥当性を検証する体制を構築する。

(7) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

Santenの監査役は職務補助ならびに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない専任の監査役スタッフをおく。

監査役スタッフに関する人事異動は、社内の規定に基づき、Santenの代表取締役が監査役の同意を得て実施する。人事評価については、監査役が社内の規定に基づき検討・決定した内容を尊重する。

(8) Santenグループの取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

Santenグループの取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞無くSantenの監査役および監査役会に報告する。

以外についても、Santenの監査役は、必要に応じ随時にSantenグループの取締役および従業員に対し報告を求めることができる。
Santenの内部監査室と主要な子会社における監査部門は、その監査方針・計画、ならびに監査結果を定期的にSantenの監査役会に報告し、情報交換を行う。
Santenグループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて行われたか否かにかかわらず、Santenグループの使用人が監査役に報告したことを理由とした不利益な取扱いは、一切行わない。

(9)その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

Santenの監査役および監査役会は、Santenの代表取締役をはじめとして、必要と考えるSantenグループの取締役・従業員と、定期的に、もしくは必要に応じて会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互認識と信頼関係を深める。

Santenの監査役は、Santenの代表取締役と協議の上で希望する会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況に対する意見を述べることができる。

Santenの監査役がその職務を遂行するために必要な費用は、会社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「参天企業倫理綱領」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与えたり、不正な利益を企業から得ようとする反社会的勢力および団体には毅然とした態度でいかなる要求にも応じないことを明記し、全役員・社員に周知徹底を図っています。

また、所轄警察署、外部専門機関などと緊密な連携関係を構築・維持し、反社会的勢力および団体に関する情報収集を積極的に行い、それらの情報を社内で共有し、反社会的勢力および団体による被害の未然防止のための活動を推進しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 会社情報の適時開示に係る基本的な姿勢

当社においては、全役員・社員の企業活動の基本となる企業倫理を明文化し、共通の視点で企業活動を行うための規範として、「参天企業倫理綱領」を制定しています。

この「参天企業倫理綱領」においては、一定期間毎に作成する事業に関する報告・情報の公開のみならず、企業情報を適時、適正に開示すること、行政への許可、報告、届け出などの手続きは、虚偽や誤解を招くことなく行うこと、を情報開示に係る基本的な姿勢として定め、積極的かつ公正、そしてわかりやすく正確な情報の開示に努めています。

また、「参天企業倫理綱領」は、主要言語に翻訳の上、社内のポータルサイトに掲載するとともに、当社の全役員・社員に配布し、内容の周知徹底を図っています。

2. 情報取扱部署

社内外の情報開示に関わる部署として、IR室およびCorporate Communications部門(以下総称して、情報取扱部署といいます。)を設置しています。情報取扱部署は、子会社を含めた各事業部・本部からの情報を一元的に取り扱い、適時開示に関して中心的な役割を果たしています。適時開示が必要な事項の情報収集や、社内承認を経ていない情報の誤った開示を防ぐとともに、当社に大きな影響を与える可能性のある緊急事態の内容の正確な開示を行う体制の整備に努めています。

3. 適時開示情報

(1) 発生事実に関する情報

当社は、平時から「危機管理規程」に則って、定期的に情報の収集を図っています。重大な危機に発展する可能性のある事象が発生または報告された場合は、代表取締役社長兼CEOを委員長とする「危機管理委員会」を立ち上げ、「危機管理規程」に基づいて情報収集を図り、収集された情報に関して開示の可否を検討します。

情報関係部署と情報取扱部署の検討により開示が必要とされた場合には、常務執行役員 企画本部長の確認ならびに代表取締役の承認を経て開示されます。

(2) 決定事実に関する情報

情報取扱部署は、取締役会など経営層の出席する会議や委員会での決定事項の情報を入手し、それらの情報に関して開示の可否を検討します。

情報関係部署と情報取扱部署の検討により開示が必要とされた場合には、常務執行役員 企画本部長の確認ならびに代表取締役の承認を経て開示されます。

(3) 決算に関する情報

情報取扱部署は、取締役会で承認された決算に関する情報については、財務部門からの助言も参考に開示の可否の検討を行います。決算情報は、常務執行役員 財務・管理本部長および常務執行役員 企画本部長の確認ならびに代表取締役による承認を経て開示されます。

4. 開示の判断基準について

各情報の開示の可否については、以下の基準に従って判断しています。

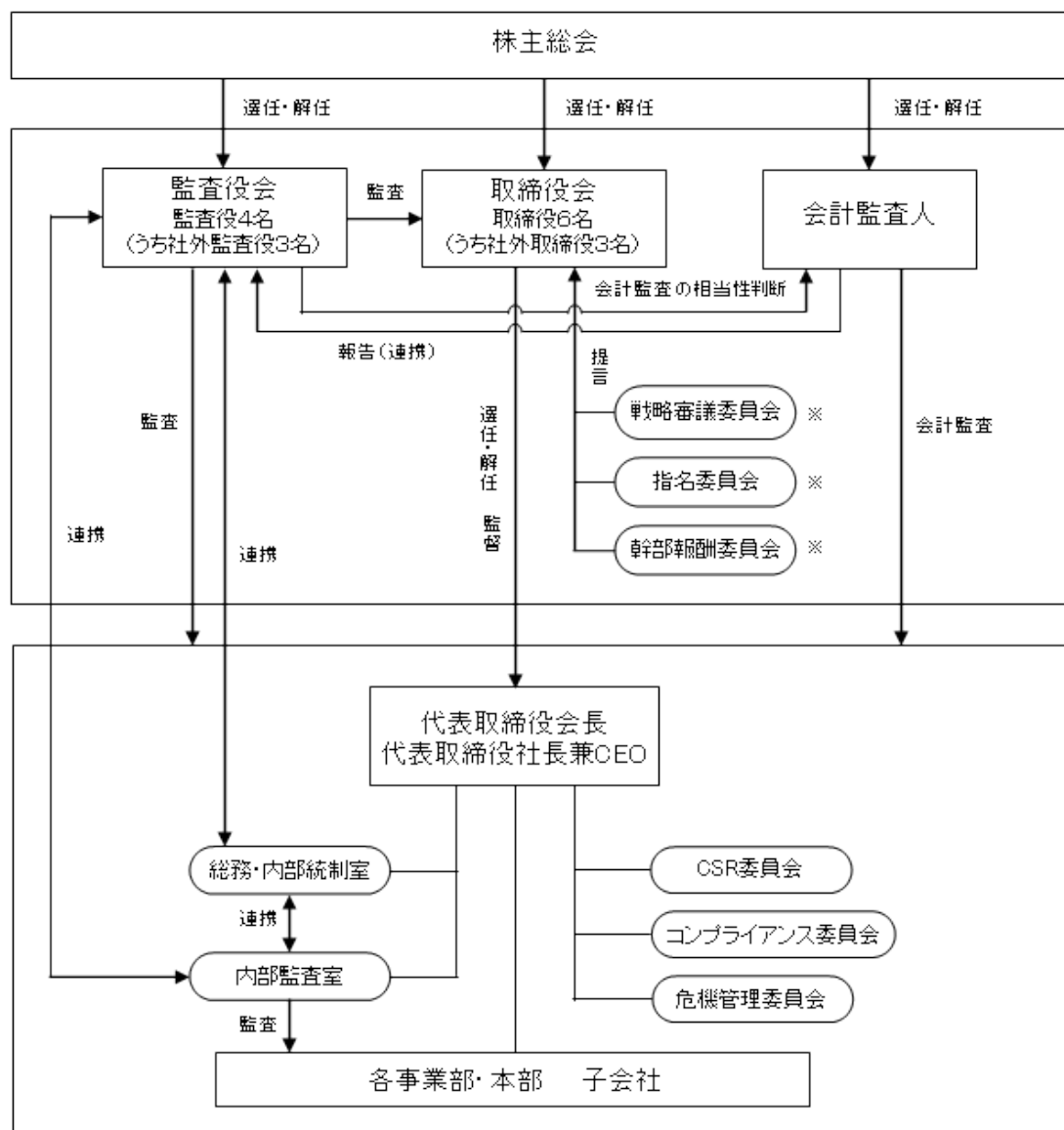
- (1) 東京証券取引所が定める情報開示に係るガイドライン
- (2) 金融商品取引法など関連法規
- (3) 当社が独自に設定した情報開示にあたっての指針

5. 開示方法について

開示が承認された情報については、情報取扱部署により速やかにTDnetに登録され適時開示されるほか、資料投函、記者会見、当社ウェブサイトの掲載など、さまざまな媒体を通じて株主・投資家の皆様に対し公平な情報開示を行っています。また、開示された情報は社内ポータルサイトにも掲載し、社内での周知徹底を図っています。

6. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

監査役および内部監査室がそれぞれの役割において、外部に公表する情報の適時性、適正性を評価しています。



※ 指名委員会等設置会社における委員会とは異なります。